

鹿児島市
医療的ケア児
支援リーフレット



令和7年3月 発行

詳しくは
こちらから ▶



◆ 医療的ケア児とは ◆

医療的ケア児とは、人工呼吸器などの医療機器の使用や、鼻から入れた管や胃ろうで栄養をとる必要があるなど、**日常的に様々な医療的ケアが必要な子どもたち**の総称です。



人工呼吸器の管理



気管切開



経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)

そのほかにも様々な医療的ケアが必要な子どもたちがいます

- 鼻咽頭エアウェイの管理
- 中心静脈カテーテルの管理
- 継続的な透析
- ネブライザーの管理
- 皮下注射
- 導尿
- 酸素療法
- 血糖測定
- 排便管理
- など

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年6月18日公布・同年9月18日施行)

【目的】第1条

この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義】第2条

1. この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為※をいう。
2. この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第3項及び第14条第1項第1号において同じ。))に在籍するものをいう。次条第2項において同じ。)をいう。

※その他の医療行為とは、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定、継続的な透析、導尿 等

◆ 障害者手帳について ◆

身体障害者手帳

障害福祉課 障害福祉係

身体の機能に一定以上の障害を有する方に交付される手帳です。税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

要 件

視覚、聴覚、肢体、心臓等に永続する身体上の障害を有する者(障害の認定には指定医師の診断書【様式あり】が必要です)。

療育手帳

障害福祉課 障害福祉係

知的障害を有する方に交付される手帳です。税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

要 件

知的障害を持つ者(障害の認定には児童相談所で判定を受ける必要があります)。
※判定には事前の予約が必要です(判定等の実施には数か月を要しますのでご注意ください)。

精神障害者保健福祉手帳

保健支援課

精神疾患を有する方で精神障害のため長期にわたり日常生活へ制約がある方に交付される手帳です。税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

要 件

精神疾患により長期にわたり日常生活へ制約があり、その精神疾患による初診日から6か月以上経過している者(障害の認定には診断書【精神障害者保健福祉手帳用】が必要です)。

◆ 各種手当について ◆

1 児童手当

こども福祉課 児童給付係

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、児童を養育している方に児童手当を支給します。

..... 要 件

高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童を監護し、生計を同じくする養育者。

2

特別児童扶養手当 こども福祉課 家庭福祉係

精神又は身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ります。

..... 要 件

対象となる児童を監護し、生計を同じくする養育者(所得制限あり)。

3

障害児福祉手当 障害福祉課 障害福祉係

重度の障害のため、日常生活において介護を要する20歳未満の児童に支給します。

..... 要 件

一定の要件をみたす障害者手帳を所持する児童または、同程度の障害がある児童。

※対象児童とその扶養義務者について所得制限あり。
在宅(短期入所等含む)の人が対象。

4

市民福祉手当
(重度障害児手当) 障害福祉課 障害福祉係

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住している20歳未満の児童の保護者に支給します。

..... 要 件

一定の要件をみたす障害者手帳を所持する児童または同程度の障害がある児童の保護者。

◆ 医療費等助成について ◆

1 未熟児養育医療

母子保健課

生まれたときに未熟児と診断されて指定医療機関に入院する場合、医療費の一部を助成します。

要件

出生体重2,000 g 以下もしくは生活力が特に薄弱であって規定された症状のいずれかを示す児。

2 小児慢性特定疾病医療費助成事業

母子保健課

国が指定する小児の慢性疾病に罹患したことにより、長期の療養を必要とする児童が、指定医療機関で保険診療による治療を行う場合、医療費の一部を助成します。

要件

国が指定する小児の慢性疾病と診断され、かつ国の定める状態の程度にある鹿児島市に居住する18歳未満の児童(更新された場合は20歳未満まで延長可)。

3 自立支援医療(育成医療)

母子保健課

18歳未満の身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患のある児童が、指定自立支援医療機関での治療によって確実にその障害が除去・軽減されると見込まれる場合、医療費の一部を助成します。

要件

左記要件を満たす児童で、保護者が鹿児島市内に住所を有する人(その他所得要件等あり)。

4 こども医療費助成

こども福祉課 児童給付係

こどもの健康と健やかな育成を図るため、こどもの保護者に対し医療費の一部を助成します。

要件

本市に住所を有する15歳(市町村民税非課税世帯は18歳)に達する日以後の最初の3月31日までのこども。

※生活保護法による医療費扶助等、他の医療扶助を受けている者は除く。

5 重度心身障害者等医療費助成

障害福祉課 障害福祉係

重度の障害がある人が各種健康保険法による医療を受けた場合、その自己負担額を助成します。

要件

一定の要件をみたす障害者手帳を所持する人(事前の登録要)。

6 在宅重度心身障害児家族支援事業

障害福祉課 自立支援係

訪問看護を利用される際の費用のうち医療保険等の適用となるものを除き助成します。

要件

18歳未満の一定の要件をみたす障害者手帳を所持する人の家族。

◆ 福祉用具等について ◆

1

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付

母子保健課

小児慢性特定疾病にり患した児童等の日常生活をより暮らしやすくするために日常生活用具を給付します。

要件

小児慢性特定疾病医療費助成の支給の対象となっている児童等で日常生活用具の給付を必要としている人(用具ごとの要件あり)。

2

日常生活用具の給付

障害福祉課 障害福祉係

障害のある人の日常生活をより暮らしやすくするために日常生活用具を給付します。

要件

重度障害者等(用具ごとの要件あり)。

3

補装具費の支給

障害福祉課 障害福祉係

眼鏡・補聴器・車椅子・装具等の補装具の購入・借受け・修理に要する費用の一部を支給します。17歳までの障害児には児童用の補装具があります。

要件

身体障害者手帳を所持する人又は難病患者等で補装具を必要としている人(品目ごとの要件あり)。

4

難聴児補聴器購入費の助成

障害福祉課 障害福祉係

発語やコミュニケーション能力、教育上必要な能力の確保を図るため、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入・修理に係る費用を助成します。

要件

- ① 保護者が本市に居住している18歳未満の人。
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない人(ただし医師が必要と認めた場合は、30デシベル未満の人も対象)。
- ③ 補聴器装用により、言語の習得、教育、社会適応訓練の促進に一定の効果が期待できると医師が認める人。

※①～③のすべてにあてはまる人。

5

在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料の助成

障害福祉課 障害福祉係

在宅で常時、人工呼吸器または酸素濃縮器を使用している重度呼吸器障害がある人に機器の使用の電気料を助成します(月額:2,000円)。

要件

- ① 呼吸器障害1級または3級の人、これに準ずる人で特に市長が認める人。
- ② 在宅で常時(24時間)、人工呼吸器または酸素濃縮器を使用している人。
- ③ 生計中心者の市町村民税が非課税の世帯に属する人。

※①～③のすべてにあてはまる者。

◆ 児童通所支援について ◆

1 児童発達支援

障害福祉課 自立支援係

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

要件

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童。

2 居宅訪問型児童発達支援

障害福祉課 自立支援係

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

要件

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にあり、児童発達支援、又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童。

3 放課後等デイサービス

障害福祉課 自立支援係

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

要件

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童。

◆ 障害福祉サービスについて ◆

1 居宅介護

障害福祉課 自立支援係

居宅において入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。

要件

障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)の人。

2 短期入所

障害福祉課 自立支援係

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

要件

障害支援区分が区分1以上である障害者、または障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児。

◆ 保育所等の利用について ◆

1 医療的ケア児の保育所等の利用

保育幼稚園課 企画係

痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児の、鹿児島市内の保育所等の利用に向けて、相談受付や施設見学・面談への同行など必要な支援を行います。

要件

病状や健康状態が安定していて、こども同士の関わりの中で過ごせること等。

◆ その他の支援について ◆

1

友愛パス

障害福祉課 障害福祉係

障害がある人が市内間で乗り降りする場合に、市電・バス(全社共通)・桜島フェリーを無料で利用できるパス券(友愛パス)を交付します(敬老パス・友愛タクシー券との併給不可)。

..... 要 件

6歳以上で、一定の要件をみたす障害者手帳を所持する人、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、または、原爆被害者救護法に基づく原爆被爆者諸手当の受給者。

2

友愛タクシー券

障害福祉課 障害福祉係

下記にあてはまる障害者・児にタクシー券を交付します(友愛パス・敬老パスとの併給不可)。

..... 要 件

一定の要件をみたす障害者手帳を所持する人、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人。

3

訪問入浴サービス

障害福祉課 障害福祉係

自力及び家族の介助で入浴が困難な重度身体障害児等の家庭に移動浴槽車を派遣し、重度身体障害児等の保健衛生の向上並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

..... 要 件

65歳未満で一定の要件をみたした障害者手帳を所持する、寝たきりの状態にあり家族の介助だけでは入浴することができない重度身体障害者・児。

4

理髪・美容サービス

障害福祉課 障害福祉係

外出困難な重度の身体障害者・児に対して、理容業者・美容業者を自宅に派遣して、頭髮のカットなどのサービスを提供します(利用料:無料)。

..... 要 件

在宅で外出困難な肢体不自由1級または視覚障害1級(65歳以上も可)の方。

5

紙おむつ代等の助成

障害福祉課 障害福祉係

在宅または病院等において紙おむつ・布おむつを使用している重度障害者・児(3歳以上)に対して、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します(事前に受給資格認定要)。

..... 要 件

- ①重度障害者・重度障害児
(身障手帳:肢体不自由1級～2級/療育手帳:A1、A2、A)。
 - ②生計中心者の市町村民税が非課税の人。
- ※①、②の両方にあてはまる者(生活保護受給者および施設入所者を除く)。

6

駐車標章の交付

住所地を管轄する警察署

歩行困難な障害がある人に、「駐車禁止除外指定車」の標章を交付しています。

..... 要 件

障害の部位や程度などにより異なります。住所地を管轄する警察署へお問い合わせください。

7

パーキングパーミット制度

鹿児島県障害福祉課
ハートピアかごしま

公共施設や店舗などの施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害がある人や介護の必要な高齢者、妊産婦など歩行が困難と認められる人に対して県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。

..... 要 件

申請前に県障害福祉課またはハートピアかごしまにお問い合わせください。



市役所窓口及び関係団体等の紹介

支援窓口名	受付時間	問い合わせ先
各保健センター・保健福祉課 妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談・支援を行います。妊娠・出産・子育ての疑問や質問等について、保健師・助産師・心理発達相談員等が対応いたします。	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎ 8:30～17:15	北部保健センター ☎ 099-244-5693
		東部保健センター ☎ 099-216-1310
		西部保健センター ☎ 099-252-8522
		南部保健センター ☎ 099-268-2315
		中央保健センター ☎ 099-258-2364
		吉田地区保健センター ☎ 099-294-1215
		桜島地区保健センター ☎ 099-293-2360
		松元地区保健センター ☎ 099-278-5417
		郡山地区保健センター ☎ 099-298-2114
		喜入地区保健センター ☎ 099-345-3434
鹿児島市障害者基幹相談支援センター 障がいがある人の相談に応じ、問題解決に向け一緒に考え、情報提供や助言、必要な福祉サービスの利用支援や調整を行っています。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。	月曜日～土曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎ 10:00～18:00	📍 鹿児島市山下町15-1 かごしま市民福祉プラザ3階 ☎ 099-226-1200 ☎ 099-226-1144 (FAX) ✉ kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp
鹿児島県医療的ケア児等支援センター 専門スタッフが、医療的なケアの必要なお子さんとそのご家族、支援関係者の皆さんからの様々な相談をお受けします。お子さんが成人となった後もご利用いただけます。お受けした相談に応じて、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して、必要な支援が受けられるように対応していきます。	月曜日～土曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎ 9:00～17:00	📍 鹿児島市桜ケ丘6丁目12 ☎ 099-814-7418 ☎ 099-814-7419 (FAX) ✉ kagoshima.ikeaji.sc@bird.ocn.ne.jp
鹿児島市各担当課	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) ☎ 8:30～17:15	障害福祉係 ☎ 099-216-1273
		自立支援係 ☎ 099-216-1304
		☎ 099-216-1485
		家庭福祉係 ☎ 099-216-1260
		児童給付係 ☎ 099-216-1261
		☎ 099-803-6929
		企画係 ☎ 099-216-1223

医療的ケア児関係団体

鹿児島県医療的ケア児者家族会

鹿児島県医療的ケア児者家族会は、医療的ケア児者とその家族が地域で安心・安全に暮らしていくために、会員(当事者・家族・支援者)同士および地域社会と連携し、また、勉強会や講演会・交流会を開催し、県内外の参加者の方々と共に医療的ケア児者の生活のQOL向上を目指し、会員の輪を少しずつ広げながら活動しています。鹿児島県で唯一の全国医療的ケアライン(アイライン)登録団体であり、全国の家族会と繋がり、サークル活動や情報交換等も行っています。

家族が不安な中、孤立しないように悩みや課題を共有し医療的ケア児者が生活する環境が少しずつでもよくなるために支援充実を求めています。

☎ 090-1250-6950 (代表：柿内)
✉ kagoshimakenicarekazokukai@gmail.com

Instagramで
活動配信中



活動にご協力いただける方も、
募集しています。

coconowa

医療的ケア児・病児・障がい児ママサークルです。オンライン交流会や対面交流会をメインに、必要な情報の共有やママ同士の情報交換、悩みなど話ができる場を設けています。

対面交流会は、地域の保健センターで開催しており保健師の方やその他センターの職員の方たちに一緒に参加してもらっています。

✉ coconowa.jimu@gmail.com

(代表：川添)

🌐 <https://lit.link/coconowa2021>



鹿児島リトルベビーサークル ゆるり

小さく早く生まれたお子さんをもつご家族の交流サークルです。

1500g未満で生まれたお子さんやNICUを卒業したお子さんをもつご家族とお話会や勉強会、他にもお子さんと一緒に楽しめるイベントも企画しております。

✉ lbc.yururi@gmail.com

(代表：山元)

🌐 @yururi_kagoshimalittlebaby

Instagramで
活動配信中

